平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した施策）

施 策 名	8. 環境･経済･社会の統合的向上	評価年月	平成 20 年 4 月
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 後藤 真一		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ（第 2 部）			平成 19 年度版環境･循環型社会白書における位置づけ（※325 ﾍﾟｰｼﾞ以降）		
政策（章）	2 章	環境保全施策の体系	政策（章）	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策（節）	2 節	4 地域における環境保全の推進 他			
その他関連する個別計画					

※環境･循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策･平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり･地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。

予算動向

	H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	＜備考＞
金額（単位：千円）	977,682	994,858		
一般会計	977,682	994,858		
特別会計	0	0		

施策を構成する具体的手段

【経済のグリーン化の推進】

○事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発･普及、金融のグリーン化の促進及び環境保全に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤の整備、等事業者の自主的な環境保全活動の推進。

○環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査の実施。

○国等及び地方公共団体におけるグリーン購入の促進や基本方針の見直しの実施、適切な環境情報のあり方検討、及びグリーン購入地域ネットワークの構築やライフサイクルアセスメントを用いた情報提供手法の検討等、環境に配慮した製品･サービスの普及促進。

○二酸化炭素の排出量等に応じて課税する環境税やその他の地球温暖化対策、廃棄物･リサイクル対策、公害防止等のための税制上の措置についての検討及び順次導入。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○地域における環境保全のために策定される計画のうち、模範となるような計画への策定支援。地方公共団体における環境問題に関する先進的な施策事例等の収集、ウェブ上での情報提供。

○公害の早急な解決、未然防止を図るための公害防止計画に基づく各種の公害防止施策の推進。

【環境パートナーシップの形成】

○国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体間のネットワークの構築を通じた、環境保全のための情報の集積･交換･提供。

【環境教育･環境学習による環境保全意識の醸成】

○環境カウンセラー等の人材の育成、こどもエコクラブによる環境教育･環境学習の場や機会の提供、環境教育･環境学習に関する情報提供、環境学習プログラムの整備等、全ての年齢層を対象にした環境教育･環境学習。

③施策の方針に対する総合的な評価

【経済のグリーン化の推進】

○環境報告書の作成やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムに取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しつつある。これにより、目標達成に向け一定の進展があった。

○経済のグリーン化の推進については、税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、環境税についても、21 世紀環境立国戦略や平成 20 年 3 月に改定された京都議定書目標達成計画において、総合的に検討する、とされた。

○経済のグリーン化の推進について、グリーン購入法の対象品目として、15 品目の追加と 61 品目の基準の見直しを行うとともに、環境情報の適切な提供方法について検討しガイドラインを策定した。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○環境に配慮した地域づくりについては、地域環境行政支援情報システム（知恵の環）が一定のニーズを満たすことができているが、効果をより一層高める必要がある。環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業によるCO_2削減効果が見られるなど一定の成果をあげているが、今後は対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、19年度策定地域において、70市区町村で策定を要しないまでに環境質の改善が見られ、公害の解決という目標達成に向け進展があった。

【環境パートナーシップの形成】

○環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ（以下、プラザという）／地方環境パートナーシップオフィス（以下、地方EPOという）の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信が十分できていない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは出てきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については十分には取り組めていない。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

○環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー活用促進事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。

○わが国における「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の支援、平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」及び「イノベーション25」において重点施策として位置づけられた国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するため、産官学が連携して行う環境人材育成方策等について検討を行い、平成20年3月に「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」を策定・公表した。

④今後の主な課題

【経済のグリーン化の推進】

○事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となるような金融グリーン化の促進。

○より効果的なグリーン購入の促進のための特定調達品目や判断の基準の見直し、小規模な地方公共団体のグリーン購入の取組の遅れへの対応が課題。

○環境配慮型製品の信頼性向上のための製品テストや検証制度、適切な環境情報提供方法の検討が必要。

○引き続き、環境配慮の向上に資するような税制上の措置の実施に努めるとともに、環境税についても検討を進めることが必要。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○低炭素型の地域づくりをはじめとする環境に配慮した地域づくりの一層の支援、利用者のニーズに対応した地域環境行政支援情報システムの充実、環境と経済の好循環のまちモデル事業の事業効果の評価、残された公害防止計画策定地域の公害の解消及び地域が抱える環境問題に的確に対応するための、総合的な計画制度のあり方に関する検討が課題。

【環境パートナーシップの形成】

○NPO等の政策提言能力の向上、パートナーシップ形成に必要なプラザ等の体制・機能の充実、NPO等が経済的に自立した活動を展開し、パートナーシップ事業を形成するための支援が課題。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

○個々人の環境保全の意識の向上を具体的な行動に結び付けること、環境教育の地域間格差を解消するためのプログラム整備等、わが国における「ESD 実施計画」の初期段階における重点的取組事項のうち「高等教育機関における取組」を充実することが課題。

⑤今後の主な取組

【経済のグリーン化の推進】

○環境配慮促進法の見直しに向けた調査、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進、環境ビジネスの市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組みの調査検討・普及促進を実施する。

○地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。

○古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、検証可能な基準の作成、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。

○環境配慮の向上に資するような税制上の措置を実施するとともに、環境税についても検討を進める。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりなど、環境に配慮した地域づくりの支援を進めるとともに、地域環境行政支援情報システムの質・量の充実、環境と経済の好循環のまちモデル事業の評価を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。

○コミュニティ・ファンド等の市民出資を活用した環境保全活動の促進策を検討する。

【環境パートナーシップの形成】

○地方環境事務所、地方ＥＰＯと連携したセミナー等の開催による NPO の政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方 EPOと関係機関との連携関係の強化、ＮＰＯ等が経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

○引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策（例えばコンソーシアムの立ち上げ）を実施する。

施策の方向性		
	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性		
	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 8-1	**経済のグリーン化の推進** 市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。
環境・循環型社会白書における位置づけ	7 章 8 節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組
関係課・室	環境経済課
指標の名称及び単位	①環境ビジネスの市場規模［兆円］ ②環境ビジネスの雇用規模［万人］ ③地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率［%］ ア. 地方公共団体　イ. 上場企業　ウ. 非上場企業 ④（間接）ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業者数［事業者］ ⑤（間接）エコ/SRI ファンドの設定数、純資産残高及びその割合［%］ ⑥（間接）環境報告書公表企業（上場/非上場）［%］ ⑦（間接）環境会計実施企業（上場/非上場）［%］

指標年度等		H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
指標	①	(H12 年度) 約 30	約 37	約 44	約 45	調査中	H22 年度	約 50
	②	(H12 年度) 約 77	約 96	約 103	約 102	調査中	H22 年度	約 140
	③ ア	38.4	41.5	44.2	(※) 76.1	76.2	H22 年度	100
	ィ	29.4	64.7	60.8	66.8	調査中	H22 年度	約 50
	ゥ	21.7	51.5	52.2	56.5	調査中	H22 年度	約 30
	④	12,867	16,000	18,809	21,224	22,836	―	増加傾向 を維持
	⑤	―	―	22/2,600 億 /0.44%	30/2,994 億 /0.39%	31/1,913 億 /0.33%	―	増加傾向 を維持
	⑥	38.7/17.0	45.3/20.8	47.0/24.6	51.8/28.0	調査中	H22 年度	約 50/約 30
	⑦	31.8/17.2	36.9/21.2	37.5/22.7	39.8/22.4	調査中	H22 年度	約 50/約 30

目標を設定した根拠等			
	基準年	①、②H 9 年度 ③、⑥、⑦H13 年度	基準年の値	①約 25　②約 70 ③ア 23.6　イ 15.3　ウ 11.8 ⑥約 30/約 12　⑦約 23/約 12
	根拠等	①、②、⑥、⑦循環型社会推進基本計画		

評価・分析

【達成の状況】

○19年度においては「環境報告ガイドライン 2007 年版」の公表等を通して、事業者の自主的な環境保全活動の促進や、環境等の社会的課題に対して積極的に取組む事業者に十分な資金が流れやすくするための金融機能の活用についての施策を行った。また、登録事業者数が指標にもなっているエコアクション21については、その活用が21世紀環境立国戦略に盛り込まれた。指標を見ると、全体的には順調に増加しており、特に、環境報告書公表企業においては、上場企業では18年度で目標達成、非上場企業においても目標値まで2ポイントとなっている。これらより、施策の方針・目標に対して期待どおりの成果が得られた。

○経済のグリーン化の推進については、税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、環境税についても、21世紀環境立国戦略や平成20年3月に改定された京都議定書目標達成計画において、総合的に検討する、とされた。

○経済のグリーン化の推進について、グリーン購入法の対象品目として、15 品目の追加と 61 品目の基準の見直しを行うとともに、環境情報の適切な提供方法について検討しガイドラインを策定した。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。

【必要性】

○地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、税制等の経済的手法の活用や、環境等の社会的課題に対して積極的に取組む事業者に十分な資金が流れやすくするための金融機能の活用、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。環境基本計画においても、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところであり、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。

○今日の環境問題を解決し、持続可能な社会経済を実現するためには、環境保全に資する技術・製品・サービス等を提供する環境ビジネスの発展が果たす役割は大きい。「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月閣議決定) においても「車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化」として環境と経済の両立を図ることの重要性を訴えており、また「戦略8　環境立国を支える仕組みづくり」として環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくりや政府の率先した取組の推進等により、環境立国に向けた人々の自主的積極的な取組や創意工夫を最大限に引き出すために、市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の普及・促進が挙げられている。

○持続可能な社会経済を実現するには環境負荷の低減に資する環境配慮型製品等の普及を図る必要があるが、そのためには、各主体が環境配慮型製品等に対する認識を共有することが第一に必要である。その上で消費者は環境配慮型製品の選択に努め、事業者はその選択を促すための製品の環境情報を消

	費者に提供し、また事業者自身も環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入することが求められる。国はこのような情報の受発信が適切に行われるように、環境物品等の情報収集・整理を行うとともに、国内市場に大きな影響力を有する購入主体として、環境物品等の調達を推進することによりこれらの需要の拡大を図る必要がある。 ○地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題を始めとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、税制等の経済的手法の活用や、環境等の社会的課題に対して積極的に取り組む事業者に十分な資金が流れやすくなるための金融機能の活用、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による事業者の自主的取組の一層の推進が必要となっている。 **【有効性】** ○事業者の自主的な環境保全活動の推進については、環境報告書や環境会計のガイドラインを通じた普及促進等により、環境マネジメントシステムを構築する企業や環境報告書を作成する企業、環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。 ○環境マネジメントシステムの構築については、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は2万件を越えており、世界的に見ても取組が進んでいる。また、エコアクション21に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施している認証制度における認証登録数が、平成20年3月末現在で2,200件を越えている。 ○エコ／SRIファンドの純資産残高は株価の低迷により平成17年度の2,600億円から平成19年度に1,913億円になっているが、設定数は22から31へと伸びている。エコ／SRIファンドは環境金融の一部のため、環境融資や補償など、その全体像の把握と体系化を試みているところである。また、エコファンドの取組状況や個人投資家の投資動向について調査するとともに、環境報告書やＣＳＲ報告書等に記載された企業の環境保全等の取組に関する情報のうち、どのような情報が投資家の投資判断に資するのか調査検討を行った。 ○環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、全国1,874の地方公共団体を対象としてグリーン購入の取組状況についてアンケート調査を実施したところ、町村のみでは64.6%（平成18年度63.5%）と若干遅れているものの全体では76.2%（平成18年度76.1%）の実施率となっている。（※なお、18年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。） 環境物品等の市場形成状況では、平成17年度における特定調達物品等の市場占有率が、調査等から把握可能な13品目については、いずれの品目においてもグリーン購入法施行前の平成12年度より上昇しているなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展している。 ○環境ビジネスの振興については、平成12年度現在の市場規模は約30兆円、雇用規模が約77万人（平成14年度調査）であったものが、平成19年度現在で、市場規模が約45兆円、雇用規模が約102万人（平成18年度調査）に増加している。 ○経済的手法の活用については、例えば、環境性能に優れた自動車に対する税制優遇措置等により、低公害車の保有台数が、平成18年度末で1440万台と増加している。 **【効率性】** ○事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。 ○環境ビジネスの振興については、指標①にあるとおり、環境ビジネスの市場規模が今後とも拡大することが期待される。このような状況において、本施策は規制等ではなく、情報提供、基盤整備等の施策の展開を通じて、企業の自主的な取組を促し、環境産業を活性化することにより、持続可能な社会の構築を目指すとともに、我が国の経済活性化、さらには雇用の創出にも資するものである。 ○環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、環境への配慮に関して意識の高い一部の事業者や消費者がグリーン購入に取り組んでいるものの、社会全体での取組は十分とは言えない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力

	を有する国等又は公的部門が、環境物品等を率先して購入することは、市場規模の拡大など、その波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。 ○経済的手法は、市場メカニズムを通じて制度の対象者全体の対策費用を最小化することが可能であり、効率的である。また、経済的手法の活用に関する施策は、直接的に事業を実施するものではなく、施策手法そのものの検討などの調査研究を主としたアプローチであり、必要最低限の経費で実現でき、行政コストの観点からも効率的である。 ○事業者の自主的な環境保全活動を推進する際には、規制的手法のように行政の事後の関与を必要としないので、行政コストが抑えられ、効率的である。

＜今後の展開＞

○事業者の自主的な環境保全活動の推進においては、事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発･普及、環境に配慮した「お金」の流れを拡大するための金融グリーン化の更なる促進及び環境配慮促進法（平成16年法律第77号）等に基づいた公的法人、民間事業者等あらゆる主体による環境配慮の取組を促進することを課題としている。平成20年度においては、エコアクション21の取組状況等や平成19年度に行った環境報告ガイドラインの改訂を踏まえ、エコアクション21ガイドラインの検討を行い、必要に応じて改訂を行うことにより、中小企業者の自主的な環境配慮の取組を推進する。また、環境に配慮した金融の全体像を把握し、普及拡大に向けた検討を行うとともに、財政投融資や利子補給等を活用し、環境に配慮する企業への低利融資を行う等金融のグリーン化を推進する。さらに、環境報告書の作成やその利用の促進を推進するため、環境配慮促進法の施行状況の検討等を行う。

○環境ビジネスの振興については、引き続き環境ビジネスの市場規模及び雇用規模についての調査や、「環境にやさしい企業行動調査」による意識調査を行い、現状の把握を行う。また、国民の環境行動を促進するため、省エネ型製品やサービスの購入･利用又は省エネ等の温暖化対策行動の多寡に応じて経済的インセンティブを付与する取組の一つとして、平成20年度から「エコポイント等CO_2削減のための環境行動促進モデル事業」の立ち上げを支援する。

○環境に配慮した製品･サービスの普及促進については、さらに効果的かつ効率的に持続可能な社会の構築を図っていくため、環境負荷低減効果、環境物品等の市場形成への効果の観点から国等によるグリーン購入の効果を評価し、今後の取組に反映する。また、技術開発の進捗に伴い、環境負荷低減効果の評価が非常に複雑な製品が供給され、このような物品については、基準策定に当たっての客観性確保のため、厳密かつ複合的な環境負荷低減効果の評価を実施する必要がある。

○経済的手法の活用については、環境配慮の促進に効果を挙げている税制上の措置を引き続き実施するとともに、環境税を含めさらに効果的な方策について、検討。

目標8-2	**環境に配慮した地域づくりの推進** 情報提供の充実等により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。
環境･循環型社会白書における位置づけ	7章5節　地域における環境保全の推進
関係課･室	環境計画課
指標の名称及び単位	①　（間接）地域環境総合計画策定団体率［%］ ②（間接）環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴うCO_2排出削減量［CO_2換算ﾄﾝ］ ③（間接）公害防止計画策定地域を構成する市区町村数　（地域数） ④（参考）地域環境行政支援情報システム（知恵の環）のアクセス件数［件/日］

指標年度等		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	目標年	目標値
指標	①	18.2	21.7	23.4	30.7	34.8	―	増加傾向を維持
	②	―	―	7,300	11,000	集計中	H21年度	51,000
	③	316（33）	306（33）	287（32）	246（31）	176（31）	―	減少傾向の維持

	④	1,286	1,829	1,351	1,374	1,855 (10 月まで)	H19 年度	1,500

目標を設定した根拠等	**基準年**	
	根拠等	①当該計画は出来るだけ多くの団体で策定されることが望ましい。 ②目標年度は全ての設備が完成（平成20年度）し実績が出る 21 年度とした。目標値は事業計画の目標値。 ③当該計画の策定を要するほど大気･水質等が汚染されている地域は減少が望ましい。 ④全国の地方自治体の環境行政職員（1万5千人）が10日に1回アクセスすることを目指す。

評価･分析

【達成の状況】

○環境に配慮した地域づくりについては、地域環境行政支援情報システム（知恵の環）が一定のニーズを満たすことができているが、効果をより一層高める必要がある。環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業による CO_2 削減効果が見られるなど一定の成果をあげているが、今後は対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、19年度策定地域において 70 市区町村で策定を要しないまでに環境質の改善が見られ、公害の解決という目標達成に向け進展があった。

【必要性】

○地域からの環境保全の取組を進めていくに当たっては、第三次環境基本計画にも見られるように、地域の環境とその保全に取り組む住民の力を統合的に高める「地域環境力」を発揮した取組が必要不可欠である。資金面及び情報面での支援は地域における取組、「地域環境力」の発揮に欠かせないものと考える。

○また、公害防止計画については、平成19年度末現在、176市区町村が計画地域として指定されており、大都市を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が依然として存在することから、引き続き、これらの問題を解決するための施策を推進する必要がある。

【有効性】

○地域環境行政支援情報システム(知恵の環)は、全国各地の様々な環境保全に関する取組状況を容易に入手できる有効な手段である。地方自治体向けの情報配信を行った結果、平成19年度（10月まで）アクセス数は1,855件/日と上昇し、一定のニーズを満たしている。

○環境と経済の好循環のまちモデル事業については、事業による直接の CO_2 削減効果や、整備した施設への視察の増加などの波及効果など、事業計画の進捗に応じた成果を上げている。

○公害防止計画については、計画に基づき、各種の公害防止施策が総合的･計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある 496 市区町村のうち 320 市区町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。

【効率性】

○地域環境行政支援情報システムの運用保守については、環境省における行政情報の電子的提供業務最適化計画によるシステム運用の集約のため、平成19年10月に環境省ホームページに統合されたが、メンテナンス費用などコスト面からも効率的に事業が行われたと考える。

○環境と経済の好循環のまちモデル事業については、本事業の実施による直接的な事業効果のほか、モデル地域から他地域への波及効果も期待されるため、環境に配慮した地域づくりを支援する施策としては効率的な手段であると考えられる。

＜今後の展開＞

○環境に配慮した地域づくりを資金面から支援するため、公共交通を中心とする低炭素型の地域づくりに向けた計画策定の支援を行うとともに、コミュニティ･ファンド等の市民出資を活用した環境保全活動の促進等を検討する。

○地域環境行政支援情報システム（知恵の環）については、情報提供内容の質的･量的な充実を追求するとともに、システムの周知を図り、さらなる利用を呼びかける。

○環境と経済の好循環のまちモデル事業については、平成19年度で新規地域の募集は終了したが、引き続き継続地域の取組を推進するとともに、事業効果の評価を行う。

○公害防止計画は、平成19年度末現在、176市区町村が計画策定地域として指定されており、引き続き都道府県に対し課題対応型の計画を作成するよう指導を行い、より実効性のある計画の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。

目標 8-3	**環境パートナーシップの形成** 国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的･積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積･交換･提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。
環境･循環型社会白書における位置づけ	7章7節　環境教育･環境学習の推進及び環境保全活動の促進
関係課･室	民間活動支援室
指標の名称及び単位	①（間接）地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数［万件］ ②（間接）環境らしんばん登録団体数［団体］ ③（参考）地球環境パートナーシッププラザのメールマガジン配信人数［人］

指標年度等		**H15 年度**	**H16 年度**	**H17 年度**	**H18 年度**	**H19 年度**	**目標年**	**目標値**
指標	①	180	226	337	535	772	―	増加傾向を維持
	②	588	632	743	777	816	H22 年度	2,000
	③	2,178	2,506	2,924	3,280	3,731	―	増加傾向を維持

目標を設定した根拠等	**基準年**	②、③H13 年度	**基準年の値**	②504　③1,467
	根拠等	①プラザホームページへの平成 13 年度のアクセス数を 3 倍程度に増加する ②平成 13 年度 NGO 総覧に掲載されている団体(4,132)の半数が環境らしんばんに登録 ③平成 13 年度のメールマガジンの配信数を倍増		

評価･分析

【達成の状況】

○環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ（以下、プラザという）／地方環境パートナーシップオフィス（以下、地方 EPO という）の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開･支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信が十分できていない。また、環境政策の企画･立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは出てきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については十分には取り組めていない。

【必要性】

○持続可能な社会の実現には、NPO、企業等の多様な主体がパートナーシップで環境保全活動に取り組む必要がある。地方公共団体や企業などはこうしたパートナーシップが必要であることは理解し、協力事業を行うようになってはいるが、NPO 側との理解の共有や、事業の効果的な進め方等に係る具体的な手法については、まだまだ模索中である。このため、プラザ／地方 EPO を拠点とし、各主体のより効果的なパートナーシップ実現のため取組をさらに展開する必要がある。

○環境行政を各主体とパートナーシップで取組んでいくためには環境省だけで政策を立案するのではなく、環境NPO等の優秀な発想を積極的に政策に反映し、パートナーシップの下での取組を促進していくことが必要である。そのためには、NGO／NPO･企業による環境政策提言の場を作り、優れた提案を施策に反映するための仕組みが必要である。

【有効性】

○プラザ／地方 EPO では、各主体間のパートナーシップの促進のためにホームページ上での情報提供、政策提言プロセスへの支援を行ってきている。その結果、環境分野の取組におけるNPO等の役割は認知されてきており、地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数及びメールマガジン配信人数は、平成19年度には772万件、3,731人に達し、目標（これまでの目標:300万件、3,000人）を達成した。また地方公共団体や企業が NPO 等とパートナーシップによる取組を始めている事例も各地域で出てきており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。

○すべての地方 EPO の設置が整い、地域でのパートナーシップ促進の基盤が作られた。

○プラザにおいて、直接国民と政策等に関する情報提供･意見交換を行うことにより、国民から環境政策に建設的に参画しようとする動きが見られている。また実際に民間からの提言が政策化されるなど、環境問題への取組について、国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。また、平成 19 年度は地方ＥＰＯとの連携により企業とＮＰＯとの環境パートナーシップ促進のためのポイント集の作成･普及、また協働による持続可能な地域作りのツールに係るハンドブックの作成･活用により、プラザ、地方ＥＰＯにおけ

	る、企業活動、地域作り面でのパートナーシップ促進も始まっている。 ○環境 NPO の活動等を HP 上で紹介している「環境らしんばん」の団体登録数は増加しているものの、登録に際し数種類の申請書を提出する必要があるなど、手続きが煩雑である等の理由により、平成 19 年度で 816 団体にとどまり目標（2,000 団体）を達成できなかった。 **【効率性】** ○インターネットの活用により幅広い環境情報を全国に発信することで、各主体において情報が共有され、パートナーシップ形成に必要な情報が容易に入手できるなど、効率的な対応が図られるようになった。 ○NPO／企業との意見交換や、政策提言プロセスにより NPO、企業、国民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、現場における行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようになってきた。 ○一方、プラザ／地方 EPO で展開される意見交換や政策提言プロセスはその対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組む NPO／企業との連携のためには、地方で活動を展開することが効率的と考えられる。

＜今後の展開＞

○様々な主体の特性を生かしたパートナーシップによる持続可能な地域づくりを進めていくにあたっては、NPO・企業等のパートナーシップ形成能力の向上、プラザ／地方 EPO の機能強化、パートナーシップ事業の形成・普及が課題であり、このため、以下を実施。

①政策提言能力の向上や官民協働での政策づくりの政策提言能力を向上させるための支援などを実施する。

②プラザ及び地方 EPO を、政策形成、企業活動、地域づくり等の拠点としての活動を進めていく。

③環境ＮＰＯコミュニティ・ビジネス、社会的企業として経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。

④環境保全活動・環境教育推進法について、ＮＰＯの活動の促進、環境パートナーシップの基盤の強化といった側面から見直しを行う。

目標 8-4		**環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成** NPO や事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。						
環境・循環型社会白書における位置づけ		7章7節　環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進						
関係課・室		環境教育推進室						
指標の名称及び単位		①（間接）環境カウンセラーの登録者数（累計）［人］ ②（間接）こどもエコクラブの会員数［人］						
指標年度等		**H15 年度**	**H16 年度**	**H17 年度**	**H18 年度**	**H19 年度**	**目標年**	**目標値**
指標	①	3,611	3,900	4,169	4,380	4,528	H22 年度	5,500
	②	82,299	83,156	110,236	137,532	167,466		市町村の 50%
目標を設定した根拠等		**基準年**	①H 8 年　②H14 年		**基準年の値**	①0　②77,417		
		根拠等	①市民や事業者が必要なときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約 11,000×1/2=5,500 名という目標値を設定 ②平成 20 年度予算作成時の成果目標として、こどもエコクラブがある市町村の割合を 50%とするということを掲げているため。					
評価・分析		**【達成の状況】** ○環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー活用促進事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。						

○わが国における「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の支援、平成19年6月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」及び「イノベーション 25」において重点施策として位置づけられた国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するため、産官学が連携して行う環境人材育成方策等について検討を行い、平成 20 年3月に「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」を策定・公表した。

【必要性】

○平成 19 年 6 月に「21 世紀環境立国戦略」が閣議決定され、その戦略の一つである「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が提唱され、「21 世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、だれでも環境教育ＡＡＡプラン～」に基づき、子どもたちに対する環境教育・環境学習の施策を進めていくことがますます重要となっている。

○中でも、次代を担う子どもたちの自主的な環境保全活動への支援、また、地域において環境保全に関わる取組を中心になって進める人材や専門知識を持った人材の育成が重要。

○我が国が提案し、開始された「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」が 2005 年に始まったことを受け、持続可能な社会の構築を目指し、この 10 年間で重点的に環境教育を含む ESD を実施することが求められている。

【有効性】

○地域の子どもたちの自主的な環境保全活動を支援するこどもエコクラブ事業では、その会員数が平成 19 年度末で約 16 万人（目標 11 万人）、また、家庭でのエコライフを支援する我が家の環境大臣事業では、登録世帯数が平成 19 年度末で約 150 万世帯にも達しており、地域や家庭において、環境保全に自主的に取り組む主体が着実に増加していると言える。

○環境保全に関する専門的な知識や経験を有する環境カウンセラーの登録数については、平成 19 年度末で約4,500 人に達しているが、今後は広報に力を入れ、環境カウンセラーの認知度を高め、目標達成を目指したい。また、文部科学省と連携して行っている環境教育指導者育成事業では、学校教員や地域における実践リーダーを対象として、昨年度は 7 ブロック総勢○名に対し研修を行い、今後の活躍が大きく見込まれる。さらに、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して行っている人材認定等事業では、平成 19 年度末までに 28 の事業を登録し、HP で公開するなどしてその活用を図っている。

○ESD の 10 年については、我が国における実施計画に基づき、初期段階の重点的取組事項を中心に施策を展開しており、ESD の 10 年促進事業により、全国 14 地域をモデルとして地域の多様な主体が参加した ESD を実施したほか、各ブロック単位でＥＳＤ推進フォーラムを開催しており、全国への波及に向けて有効である。

【効率性】

○文部科学省や関係省等と連携して事業を展開することで、学校関係者をはじめとして幅広く環境教育を推進することができる。

○基本的かつ総合的な施策を行う国と区域内の特性に応じた施策を行う自治体とが連携を図ることで、国の施策が浸透しやすくなり、また地域の実情にあった対応ができると見込まれるため、より適切かつ効率的に環境教育や ESD の普及啓発を行うことができる。

○各施策それぞれ Web 上での情報提供に努めているが、特に、我が家の環境大臣事業については、教材等の紙での配布を中止し、携帯サイトへの移行を進めたことで、費用対効果がさらに高まった。

＜今後の展開＞

○環境保全の意識の醸成、さらには、具体的に行動できる人づくりに向けて、21 世紀環境教育プランに基づき、「いつでも・どこでも・誰でも」環境教育に取り組むことができるよう環境教育・環境学習の場や機会の拡大、指導者の育成、プログラムの整備、情報提供・普及啓発などを引き続き推進する。

○特に、持続可能な社会を構築するためには、一人ひとりの取組が大切であるという認識のもと、環境教育の地域間格差を解消し、全国どこでも環境教育を受けることができるような教材、プログラムの整備に努める。環境カウンセラーについても、今後、質を維持しつつ量的拡大を図っていく中での目標達成を考えているが、地域間格差の解消という視点から、地方での人材発掘に努めていく。

○さらに、子どもに対する環境教育については、教育基本法の改正を受け、今後ますますその重要性を増していくと考えられるため、文科省等との連携を強化し、学校での環境教育を推進していく。

○また、わが国における「ESD 実施計画」の初期段階における重点的取組事項及び「持続可能なアジアに向けた大学にお

ける環境人材育成ビジョン」に基づき、高等教育機関における環境人材育成支援施策を推進する。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等
○環境基本法･環境基本計画 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号） ○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）（平成 16 年法律第 77 号） ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号） ○自動車税のグリーン化等

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H19 当初	H20 当初	H21 反映
8-1	①国等におけるグリーン購入推進等経費	38,667	33,771	
	②国等における環境配慮契約等推進経費	-	28,164	
	③環境経済統合推進等経費	40,445	39,821	
	④環境保全企業行動等推進経費	119,478	107,785	
	⑤社会の環境配慮の見える化検討調査費	-	21,418	
	⑥地域における二酸化炭素排出抑制対策推進（特別会計）「再掲 1-1」	-	-	
	⑦環境投資等実態調査	13,605	-	
8-2	①地域環境計画等情報提供システム運営費	7,386	―	
	②地域エコ推進事業（一般会計）	43,500	9,593	
	③地球温暖化を防ぐ地域エコ整備事業（特別会計）「再掲:1-1」	―	―	
	④公害防止計画策定経費	8,628	4,270	
	⑤コミュニティ・ファンド等を通じた環境保全活動支援促進事業（一般会計）	60,726	59,478	
	⑥コミュニティ・ファンドを活用した環境保全活動促進事業（特別会計）「再掲:1-1」	―	―	
	⑦省CO2型都市づくりのための面的対策推進事業（H20 予算事項名 低炭素地域づくり面的対策推進事業）（特別会計）「再掲:1-1」	―	―	
8-3	①環境パートナーシップ推進費	117,854	117,168	
	②地方環境パートナーシップ推進費	93,989	93,989	
	③企業の社会的責任(CSR)に基づく地域環境パートナーシップ促進事業	14,542	―	
	④エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業（一般会計）	―	―10,095	
	⑤エコポイント等CO2削減のための環境行動促進モデル事業（特別会計）「再掲:1-1」	―	―	
8-4	①環境カウンセラー事業	25,841	26,976	
	②こどもエコクラブ事業	87,919	77,293	
	③環境教育･環境学習推進活動基盤整備事業	18,660	18,481	
	④環境教育推進事務費	1,296	1,227	
	⑤地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業（特別会計）「再掲:1-1」	―	―	
	⑥学校エコ改修と環境教育事業	45,000	44,484	
	⑦我が家の環境大臣事業	71,949	66,829	
	⑧環境教育等人材認定等事業登録事業	4,239	4,239	
	⑨国連持続可能な開発のための教育の 10 年(ESD)促進事業	42,058	23,173	
	⑩持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成戦略事業	68,000	―	
	⑪環境教育及び環境保全活動の推進に係る制度的検討調査	6,100	6,100	
	⑫地方メディアとの連携における地域の環境教育推進事業	5,581	―	
	⑬環境教育出前教材（「エコ学習トランク」）普及事業	21,352	18,275	
	⑭国連大学拠出金	150,000	150,000	
	⑮持続可能な開発のための教育（ESD）を担うアジア高等教育機関自人材育成事業	―	75,243	
	⑯21 世紀環境教育AAAプラン推進事業	―	55,163	

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策

⑨特記事項

＜政府重要政策としての該当＞

○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（平成 16 年 6 月 4 日）
○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005（平成 17 年 6 月 21 日）
○経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日）

＜当該施策に関係する府省庁＞

○文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省及び内閣府

＜昨年度評価書からの変更点＞

○目標 8-2「環境に配慮した地域づくりの推進」の指標
地域づくりは、地域の実情に応じた多種多様の手法により取り組んでいくものである。したがって、指標 8-2-①、8-2-②については、間接指標とした方が適切であるため。
○こどもエコクラブの指標（目標年、目標値）
「変更理由」…目標年においては目標値を達成したため、現行施策評価基本計画期間に新たな目標値を設定する。目標値に関しては平成 20 年度予算作成時の成果目標として、こどもエコクラブがある市町村の割合を50%とするということを掲げているため。
○指標 8-3-②の目標年を、目標値の達成見込みを念頭に、平成 22 年度（現行政策評価基本計画期間）に変更した。
○指標 8-3-③の目標値が「増加傾向を維持」としていることから、目標年を「－」に変更した。

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	8-1-①	環境ビジネスの市場規模
	8-1-②	環境ビジネスの雇用規模
	8-1-③	地方公共団体におけるグリーン購入実施率
	8-1-④	（間接）ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業者数
	8-1-⑤	（間接）エコ/SRI ファンドの設定数、純資産残高及びその割合
	8-1-⑥	（間接）環境報告書公表企業（上場/非上場）
	8-1-⑦	（間接）環境会計実施企業（上場/非上場）
	8-2-①	地域環境総合計画策定団体率
	8-2-②	環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴う CO_2 排出削減量
	8-2-③	（間接）公害防止計画策定地域を構成する市区町村数
	8-2-④	（参考）地域環境行政支援情報システム（知恵の環）のアクセス件数
	8-3-①	（間接）地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数
	8-3-②	（間接）環境らしんばん登録団体数
	8-3-③	（参考）地球環境パートナーシッププラザのメールマガジン配信人数
	8-4-①	（間接）環境カウンセラーの登録者数（累計）
	8-4-②	（間接）こどもエコクラブの会員数
指標の解説	8-1-①：OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの市場規模について算出したもの 8-1-②：OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの雇用規模について算出したもの 8-1-③：地方公共団体、上場企業、非上場企業におけるグリーン購入の組織的な実施状況をアンケート調査により把握した割合 8-1-④：ISO14001、エコアクション21の登録事業者数 8-1-⑤：SRI ファンドの純資産残高 8-1-⑥：上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境報告書の作成・公表状況をアンケート調査により把握した割合 8-1-⑦：上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境会計の実施状況をアンケート調査により把握した割合	

	8-2-①：全地方公共団体に占める、地域環境総合計画を策定している地方公共団体の割合 8-2-②：交付金事業における施設整備による CO2 削減効果 8-2-③：公害防止計画策定地域における市区町村の数（及び策定地域数） 8-2-④：地域環境行政支援システム（知恵の環）の1日当たりのアクセス件数 8-3-①：パートナーシップ情報を入手するためにプラザホームページにアクセスのあった件数 8-3-②：情報を発信するために環境らしんばんに登録のあった団体数 8-3-③：プラザ／オフィスからのタイムリーな情報をメールマガジン配信した人数 8-4-①：市民や事業者が必要なときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約 11,000×1/2=5,500 名という目標値を設定。 8-4-②：平成 14 年度文部科学省統計要覧によると、小・中学生は約 1,100 万人であるため、その 1%となる 11 万人を達成根拠とする。
評価に用いた資料等	8-1-①②環境と経済の統合のための産業活動のグリーン化促進に関する調査検討業務報告書（環境省） 8-1-③グリーン購入に関するアンケート調査及び環境にやさしい企業行動調査（環境省） 8-1-④ISO14001 適合組織統計データ（（財）日本適合性認定協会）、エコアクション21認証・登録事業者リスト（（財）地球環境戦略研究機関持続性センター） 8-1-⑤日本の SRI ファンドパフォーマンス　純資産残高（モーニングスター社）、8-1-⑥⑦環境にやさしい企業行動調査（環境省） 8-3-①②③プラザ／オフィス各種統計

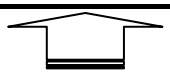

指標に影響を及ぼす外部要因	8-1-③市町村合併 8-1-⑥⑦事業者の統廃合等 8-2-④環境省ホームページへの統合。